

会 議 録

1 会議名

令和5年度第4回上越市国民健康保険運営協議会

2 議事（公開・非公開の別）

(1) 報告事項

- ① 令和5年度上越市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（公開）
- ② 令和5年度上越市診療所特別会計補正予算（第1号）について（公開）

(2) 協議事項

- ① 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）等の策定について（公開）
- ② 令和5年度上越市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）について（非公開）
- ③ 令和5年度上越市診療所特別会計補正予算（第2号）（案）について（非公開）
- ④ 令和6年度上越市国民健康保険特別会計予算（案）について（非公開）
- ⑤ 令和6年度上越市診療所特別会計予算（案）について（非公開）
- ⑥ 上越市国民健康保険税条例の一部改正（案）について（非公開）

(3) その他

- ① 新潟県における被保険者証及び資格確認書の取扱いについて（公開）

3 開催日時

令和6年2月8日（木）午後2時から午後3時13分まで

4 開催場所

上越市役所 木田第一庁舎 401会議室

（参集とオンラインによる併用開催）

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

議事の協議事項②～⑥については、令和6年3月議会に係る案件であり、上越市審議会等の会議の公開に関する条例第7条第5号の行政運営情報に該当するため非公開としました。

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（順不同、敬称略）

- ・ 委員：（参集参加）清水亜矢子、野崎貴之、原田真理、山本元子、小林昌子、
竹中高子、田中露、宮越誠三、高島文子、尾竹清隆、五十嵐隆一、小林正哉、
水嶋正、久保敷隆
（オンライン参加）金澤責、池田祐里、田口幸弘

・事務局：小林健康福祉部長

国保年金課 南雲課長、山本副課長、新保副課長、藤巻係長、北島主事

健康づくり推進課 田中参事、長嶺上席保健師長、今野保健師長、忍足主任

地域医療推進課 渡邊副課長

8 議事録署名委員の指名

議長（宮越会長）の指名により、原田真理委員、田口幸弘委員と決する。

9 発言の内容（要旨）

議事

(1) 報告事項

① 令和5年度上越市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

□事務局説明（国保年金課：南雲課長）

【資料1】「令和5年度上越市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」により説明

※ 質疑なし。

② 令和5年度上越市診療所特別会計補正予算（第1号）について

□事務局説明（地域医療推進課：渡邊副課長）

【資料2】「令和5年度上越市診療所特別会計補正予算（第1号）について」により説明

※ 質疑なし。

(2) 協議事項

① 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）等の策定について

□事務局説明（国保年金課：新保副課長）

【資料3】「上越市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診査等実施計画の策定について」及び【別冊】「上越市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診査等実施計画（案）」により説明

（原田委員）

私は、国保というのは自営業者が加入するものだと思い込んでいたが、先日の国保新聞によると、全国の実態では無職者が40%くらいが一番多く、次に非正規雇用者、その次が自営業者でその割合は17%ということで、思っていたイメージと違っていた。

今後、この計画に基づいて事業を実施していく際に、例えば健診や要精密検査で医療機関にかかる場合、非正規雇用者は会社を休む必要があるといった要素を踏まえ、無職

者や自営業者とは異なるアプローチが必要になってくると思う。

参考として、上越市の国保における無職者、非正規雇用者及び自営業者の割合のデータがあれば、今後シェアしていただければありがたい。

(国保年金課：南雲課長)

私の知る限り、上越市の国保における無職者等の割合のデータはないと思うが、確認させていただく。

※ 協議事項②～⑥は非公開のため割愛

(3) その他

① 新潟県における被保険者証及び資格確認書の取扱いについて

□事務局説明（国保年金課：藤巻係長）

【資料 8】「新潟県における被保険者証及び資格確認書の取扱いについて」により説明

(五十嵐委員)

マイナ保険証を取得していない場合は毎年 8 月 1 日に資格確認書を発行するとの説明だが、これでは現状と何ら変わりはないため、マイナ保険証の取得の意味がないのではないか。また、マイナ保険証の取得により、市町村の事務量が減るわけではなく、現状と同じだと思うが、その点についてどう考えているか。

(国保年金課：南雲課長)

本年 1 2 月 2 日に現行の被保険者証が廃止されることは、既に法律で決まっていることであり、被保険者証の廃止後は、資格確認書又は資格情報のお知らせを発行することも国において取り決めたところである。確かに被保険者証の廃止に伴い、市町村において労力や費用面で負担が生じると思うが、説明資料のとおり県内で統一的に取り組んでいきたいと考えている。

(田中委員)

マイナ保険証を取得していない場合は資格確認書を、マイナ保険証を取得している場合は資格情報のお知らせを発行するということだが、資格情報のお知らせはどのようなときに使用するのか。

(国保年金課：藤巻係長)

医療機関等でマイナ保険証を読み取るカードリーダーがない場合や、カードリーダーはあるが何らかのトラブルでマイナ保険証を読み取ることができない場合に、資格情報のお知らせとマイナ保険証をセットにして医療機関等に提示することにより、保険診療

を受けることができる。

(田中委員)

そういうことであれば、常に資格情報のお知らせを持っていた方が良いということか。

(国保年金課：藤巻係長)

そういうことになる。

(久保敷委員)

マイナ保険証について補足説明すると、マイナ保険証と資格確認書はいずれも資格情報の確認という点では同じであるが、マイナ保険証ではお薬手帳がなくても過去に処方されたお薬の情報を得ることができるとともに、特定健診の結果も確認することができるため、これらの情報に基づき適切な医療を受けられるといったメリットがある。より良い医療を受けられるということで、国もマイナ保険証への移行を進めているものと理解している。

(宮越会長)

ほかにご質問等を受けるが、いかがか。

(久保敷委員)

この度の能登半島地震で被災された方は、医療費を免除する措置を多くの保険者において行っているところであるが、協会けんぽでは一般的な広報はできるが、被災者にターゲットを絞った広報がなかなかできない。しかし、冒頭の健康福祉部長の挨拶の中で市が被用者保険を含め、被災者にしっかり説明されていることを知り、大変感銘を受けたところである。

また、協会けんぽは上越市と連携協定を締結しており、市と連携しながら市民目線で健康度の向上に取り組んでいるので、そのことを皆さんにもご承知いただければと思う。

(宮越会長)

ほかにはないので、これで本日の議事は終了とする。

○ 事務連絡

□事務局説明（国保年金課：山本副課長）

- ・資料の取扱いに係る注意について
- ・今後の会議の予定について

本年度は、本日の会議が最後となる。来年度は、8月と2月の2回の開催を予定している。以上で、令和5年度第4回上越市国民健康保険運営協議会を閉会する。

1 0 問合せ先

健康福祉部国保年金課 国保管理係 TEL : 025-520-5714 (係直通)

E-mail : kokuho-nenkin@city.joetsu.lg.jp

1 1 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。